

市第 122 号議案

横浜市子ども・子育て会議条例の一部改正

横浜市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

横浜市子ども・子育て会議条例（平成25年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市町村子ども・子育て支援事業計画は」を「市町村子ども・子育て支援事業計画について」に改め、「基づく市町村行動計画」の次に「、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第2項の規定に基づく市町村子ども・若者計画及びこども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定に基づく市町村こども計画（以下「市町村行動計画等」という。）」を加え、「は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の」を「において、市町村行動計画等の策定及び」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市子ども・子育て会議の所掌事務を変更するため、横浜市子ども・子育て会議条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市子ども・子育て会議条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（所掌事務）

第 2 条 （第 1 項省略）

- 2 支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画について、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）第 9 条第 2 項の規定に基づく市町村子ども・若者計画及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 10 条第 2 項の規定に基づく市町村こども計画（以下「市町村行動計画等」という。）と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議において、市町村行動計画等の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。